

第2章

# 内部統制品質の維持、不正リスクの低減など コロナ禍で留意すべき 経理業務への影響

【この章のエッセンス】

- 経理部門は内部統制に影響を及ぼすリスクを認識する必要がある。
- 危機的状況下では不正リスクが高まることを意識して業務プロセスを再考する。

## 会計処理、開示、監査対応

### (1) コロナ禍における財務報告上で留意すべき点（IFAC）

筆者は、IFAC（国際会計士連盟）のPAIB Committee（企業等所属会計士委員会）の委員を務めているが、コロナ禍はグローバルでも同じ状況であり、図表1のとおり、IFACにおいてもコロナ禍における

（図表1） コロナ禍における財務報告上で留意すべき点

- 信頼性かつ誠実性の高い情報を、適時に報告することで、経営陣が最善の予測と判断を適切に行うことができる。
- 企業の継続性およびそれに関する重大な懸念や不透明な状況についての開示について、適切に評価する。
- 将来に関する情報とキャッシュ・フローの影響の包括的な開示を含んだ、企業の業績と現在の状況について、公正な見解と説明を行う。
- 組織全体として信頼的かつ倫理的な意思決定をするために、「誠実性」と「透明性」のある環境を維持する。
- 財務報告の作成プロセスにおいて、コロナ禍における新たなリスクに対応する効果的な内部統制を確保する。（効果的な内部統制を確保することに時間が不足しているならば）必要に応じて延長された報告期限を活用する。

（出所） <https://www.ifac.org/knowledge-gateway/supporting-international-standards/discussion/summary-covid-19-financial-reporting-considerations>。英文の日本語訳は筆者によるもの

財務報告作成上、留意すべき点について提言している。

この提言のポイントは「公正性」、「透明性」、「誠実性」、「適時性」を財務

報告で保持し、それを支える効果的な内部統制を確保すること、である。

ある意味、当然であるが、このコロナ禍における突然の特殊な環境下では、この当然なことを維持することが難しくなる。具体的にいうと、特殊な状況下で普段よりも内部統制が緩くなってしまう、会計処理や開示の品質が低下してしまうことを懸念している。

われわれ経理部門には、このような有事だからこそ、普段と同じ品質を維持するべく提言をしているにほかならない。

なお、特に注視すべき項目として、次の会計処理や開示項目を挙げている。

- 企業・事業継続性
- 後発事象
- 非金融資産の公正価値評価と減損

（図表2） コロナ禍における監査上で留意すべき点

- 経営陣の予測や判断の合理性について、独立した監査人としての視点から見解を形成することが必要であるが、現在の不確実な環境により、必要十分かつ適切な監査証拠を取得することが、困難となる可能性がある。
- 今までにない問題が発生する可能性が高いため、財務報告作成者と監査人は、早い段階で影響を評価する議論をすることが重要である。
- 財務報告作成者と監査人の両方が、移動制限や外出自粛のため、在宅で仕事をしなければならず、監査業務に実務的な課題が発生する。
- 企業の財務報告作成プロセスは、今までと異なるまたは全く新しい方法で、必要な情報を取得したり、コントロールすることが必要となる場合がある。

（出所） <https://www.ifac.org/knowledge-gateway/supporting-international-standards/discussion/summary-covid-19-audit-considerations>。英文の日本語訳は筆者によるもの

本特集では、技術的な詳細は割愛するが、前記の項目は財務報告作成上、経理部門としても特に会計処理や開示の際に留意したい。

### (2) コロナ禍における監査上で留意すべき点（IFAC）

IFACでは、監査を実施する際

- 金融資産の予想信用損失
- リース会計
- ヘッジ会計
- 繰延税金資産と政府補助関係
- 収益認識